

令和2年10月1日に酒類の手持品課税（戻税）が実施されます

令和2年8月
国 税 庁

～ 酒類の販売業者及び酒場・料飲店等を経営するみなさまへ ～

YouTube「国税庁動画チャンネル」で手持品課税（戻税）の説明動画を公開しております。

<https://www.youtube.com/user/ntachannel>（右のQRコードからもアクセスできます。）



令和2年10月1日に酒税率の改正（酒税率の引上げ・引下げ）が実施されます。

酒税率が改正される酒類に対しては、流通段階にある在庫に対して新旧税率の差額を調整する措置として手持品課税（戻税）が実施されます。

すべての酒類の販売業者等の方（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）は、令和2年10月1日時点の対象酒類の在庫数量を確認する必要がありますので、ご注意ください。

この手持品課税（戻税）の留意点は次のとおりです。

1 対象となる方（申告が必要となる方）

① 令和2年10月1日に、税率改正により酒税額が引き上げられることとなる酒類を販売のために所持する酒類の販売業者等の方で、その所持する引上対象酒類の数量（複数の場所で所持する場合には、その合計数量）が1,800ℓ以上である方

② ①に該当しない方で、新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く、その差額の還付を受けようとする方

※ 令和2年11月2日（月）までに、貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出が必要です

※ 届出をした場合、引上対象酒類を所持する全ての貯蔵場所について申告が必要となります

2 対象酒類と1リットル又は1本当たりの引上げ・引下げ額

引上対象酒類	いわゆる「新ジャンル」	1ℓ当たり	28円	缶1本（350ml）当たり	9.8円の引上げ	
	果実酒 ※	1ℓ当たり	10円	ボトル1本（750ml）当たり	7.5円の引上げ	
引下対象酒類	ビール	1ℓ当たり	20円	缶1本（350ml）当たり	7円の引下げ	
	発泡酒 （麦芽比率50%以上）	1ℓ当たり	20円	缶1本（350ml）当たり	7円の引下げ	
	発泡酒 （麦芽比率25%以上50%未満）	1ℓ当たり	11円	缶1本（350ml）当たり	3.85円の引下げ	
	その他の醸造酒 ※	1ℓ当たり	20円	ビン1本（1,800ml）当たり	36円の引下げ	
	清酒 ※	1ℓ当たり	10円	ビン1本（1,800ml）当たり	18円の引下げ	
雑酒 ※ （みりん類似以外）	アルコール分21度未満	1ℓ当たり	20円	ビン1本（1,800ml）当たり	36円の引下げ（20度の場合）	
	アルコール分21度以上	1ℓ当たり	1度につき1円加算			

（注）※の酒類は、「その他の発泡性酒類」に該当するものを除きます。

3 申告期限・納期限

上記1の①又は②に該当し、手持品課税（戻税）の対象となる方は、確認いただいた令和2年10月1日（午前零時）時点の対象酒類の在庫数量を基に、引上対象酒類を所持する貯蔵場所ごとに新旧税率の差額を計算していただき、それぞれの貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に、令和2年11月2日（月）までに酒税納税申告書（計算の結果、差額の還付を受けようとする方も含みます。）を提出していただく必要があります。なお、差額の納付が必要となる方は、令和3年3月31日（水）までに納付が必要となります。

ご不明な点につきましては、貯蔵場所の所轄税務署を担当する酒類指導官までお問い合わせください。